

# 令和4年度（第39期）事業計画書

当協会は昭和61年の設立当初から、官公署との信頼関係の構築を第一とし、業務啓発と組織運営を行ってまいりました。これは当協会を取り巻く環境や業務内容が多岐にわたっても不変です。今、この基本に立ち返り、向き合う時期と考えます。

我々が平素、取り組むすべての業務は、昨今声高に叫ばれているSDGsのひとつの目標である「住み続けられるまちづくり」の根幹にかかわる「地図づくり」であり、今後我々の職責はさらに大きくなっていきます。

以上のことから、これまでと同様、公嘱業務を適正、円滑に処理すると同時に、官公署等の公共事業用地の取得の円滑化を支援する事業を進めます。加えて、ガバナンスの強化に努め、法令、定款、諸規則の遵守、そして透明性の高い組織運営を心がけ、官公署はもとより国民からも信頼され必要とされる組織を目指して、次の諸施策に取り組むこととします。

## 第1 法人管理関係

### 1 組織の充実を図るための施策

- (1) 新入社員を対象とした研修
- (2) 事務処理体制の充実
- (3) 公益法人監督官庁（愛知県）との連絡及び協議
- (4) 名古屋法務局、愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会、愛知県土地家屋調査士政治連盟との連絡及び協議
- (5) 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会及び中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会との連携
- (6) 災害発生時の支援要請に対応できる組織づくり
- (7) 業務管理ソフトウェアの適正な運用

### 2 経理的基礎の充実を図るための施策

- (1) 公益法人としての財務の適正管理
- (2) 業務実績の分析と財務状況の把握
- (3) 予算執行計画書に基づいた予算執行

- (4) 外部公認会計士による財務監査の継続実施
- (5) 経理ソフトウェアの適正な運用

### **3 公嘱協会の情報提供に関する施策**

- (1) ホームページを介しての情報開示、広報の実施
- (2) 理事会だよりをはじめとした各種会議結果等に関する情報の社員への提供
- (3) 社員への迅速な伝達及び周知事項の徹底

## **第2 公益目的事業関係**

### **1 行政官庁等の公共事業に伴い発生する大量の登記事務を迅速かつ適正に処理することを通じ、迅速な社会資本整備の実現を後押しする事業（法定事業）**

公共嘱託登記に係る次の受託事業（法定事業）の企画及び実施

- (1) 公共嘱託登記業務の促進
- (2) 官民境界確認補助業務、道路後退（狭あい道路整備）業務及び登記調整業務の促進
- (3) 未登記道水路の表題登記及び未登記建物の表題登記業務の促進
- (4) 登記所備付地図作成作業への参画及び受託体制の確立
- (5) 地籍調査事業への参画及び受託体制の確立
- (6) 国土調査法第19条第5項指定制度の官公署への活用の促進
- (7) 災害復興に関する研究
- (8) 受託業務の処理能力向上への取り組み
  - ア 社員を対象とした業務研修の実施
  - イ 他県協会と情報の交換及び連携
  - ウ 実務担当者の技術養成

### **2 公共事業用地の取得の円滑化支援事業（自主事業）**

- (1) 無償による書籍等の出版及び配布
  - ア 「表示登記に関する公共嘱託登記手続の基礎知識」の配布
  - イ 各種啓発パンフレットの作成及び配布
- (2) 公共事業主体者への支援
  - ア 官公署等職員を対象とした研修会の開催
  - イ 講師の派遣
  - ウ 土地改良区資料の電子化
  - エ 名古屋市の無地番地の解消
- (3) 登記基準点設置作業
  - ア 登記基準点設置区域の拡充

- イ 既設登記基準点の点検及び管理
- (4) 登記無料相談会等の開催並びに協賛
  - ア 登記無料相談会への協賛、社員派遣及び自主開催
  - イ 小学校等体験学習の開催
- (5) 災害時支援活動
  - ア 災害時の支援要請に対する支援活動
  - イ 県及び市町村との災害時の応急対策の協力に関する基本協定締結の促進
  - ウ 官公署等主催の防災訓練への参加
  - エ 災害被災地に対する支援・援助